

令和元年度
監査結果報告書
(中期定期監査)

東大阪市監査委員

目 次

監査結果報告書

監報第 5 号	1
危機管理室		
監報第 6 号	7
協働のまちづくり部		
監報第 7 号	15
建設局 都市整備部		
監報第 8 号	25
建設局 土木部		

監 報 第 5 号

令和2年2月10日

東大阪市監査委員 柴 田 敏 彦

同 牧 直 樹

同 鳴 戸 鉄 哉

同 川 光 英 士

監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので提出します。

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象部局

危機管理室

2 監査の実施期間

令和元年11月20日から令和2年2月10日まで

3 監査の方法

今回の監査は、主に令和元年度の財務に関する事務の執行について、その事務が関係法令にのっとり、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

また、令和元年度の定期監査の重点項目として定めた ①内部統制、②契約事務、③財産管理、④補助金・委託料事務の各項目が適正に行われているかを点検し、監査を行った。

監査にあたっては、あらかじめ資料の提出を求め関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票の全部又は一部について、実施した。

第2 監査の結果

監査の結果、次のとおり検討又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した検討又は改善を要する事項については必要な措置を講ずるとともに、既に是正された等のため報告を省略した事項にも留意し、適正な事務の執行に努められたい。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、その旨通知されたい。

<検討又は改善を要する事項>

危機管理室

1 資金前渡事務について

当室では、有料道路通行料及び燃料費について資金前渡を受けている。

ところで、当該資金前渡事務について、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 前渡された資金を使用せず、立替払いが行われているもの。
- (2) 財務規則第 43 条において、資金前渡職員は、随時の費用に係るものについては、資金交付の目的が完了した日から休日を除いて 5 日以内に精算命令書を提出し、直ちに会計管理者に送付すると規定されているが、精算が遅延しているもの。

2 自主防災組織活動に係る補助金交付事務について

当室では、地域住民の防災意識の高揚と防災体制の確立を図ることを目的とし、自主防災組織活動補助金交付規則を制定し、自主防災組織が行う活動に対し、補助金を交付している。

ところで、経営企画部が策定した団体に対する補助制度運用基準において、補助対象経費の補助率の上限は原則 2 分の 1 と規定されているものの、政策的な必要性を明確にしないまま、2 分の 1 を超えて補助金が交付されていた。

適正な事務処理をされたい。

3 契約事務について

- (1) 被災者生活再建支援システム及び間取り図管理システム保守業務委託契約の仕様書において、契約開始後速やかに納品すると規定されている保守手引書が提出されていない。

適正な事務処理をされたい。

- (2) 「みんな集まれ！2020 わくわく家族 de 災害脱出ゲーム」業務委託契約の仕様書及び見積書において、来場者への啓発用に市旗を購入し、掲示するとされている。また、当室に確認したところ、当該市旗は委託業務終了後、受託者から引継ぎ使用している。

市旗は当該委託業務のみで特別に使用するものではなく、当該委託料での購入は望ましいものではない。適正な事務処理をされたい。

4 備品の管理について

財務規則第 174 条において、各部等の長は、その所管に属する物品を管理しなければならないと規定されている。

ところで、備品管理システムに登録されている備品について抽出により確認したところ、現物が見当たらないものが見受けられた。

所管の備品について整理を行い、適正な管理をされたい。

5 時間外勤務命令について

職員の時間外勤務等取扱要領（以下「要領」という。）において、時間外勤務の命令を行うときは、正規の勤務時間と命令を行う時間との合計が 6 時間を超える場合は少なくとも 45 分間、7 時間 45 分を超える場合は 1 時間の休憩時間を与えるように規定されている。また、週休日や休日の場合も同様とされている。

ところで、当室の職員について、規定の休憩が取得されていない状況が見受けられた。

所属長においては、職員の時間外勤務の状況を十分把握し、長時間にわたるような勤務を避けるよう、要領の趣旨を踏まえた対応に努められたい。

監 報 第 6 号

令和 2 年 2 月 1 0 日

東大阪市監査委員 柴 田 敏 彦

同 牧 直 樹

同 鳴 戸 鉄 哉

同 川 光 英 士

監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので提出します。

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象部局

協働のまちづくり部 市民協働室、地域コミュニティ支援室、NPO・市民活動支援課

2 監査の実施期間

令和元年11月18日から令和2年2月10日まで

3 監査の方法

今回の監査は、主に令和元年度の財務に関する事務の執行について、その事務が関係法令にのっとり、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

また、令和元年度の定期監査の重点項目として定めた ①内部統制、②契約事務、③財産管理、④補助金・委託料事務の各項目が適正に行われているかを点検し、監査を行った。

監査にあたっては、あらかじめ資料の提出を求め関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票の全部又は一部について、実施した。

第2 監査の結果

監査の結果、次のとおり検討又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した検討又は改善を要する事項については必要な措置を講ずるとともに、既に是正された等のため報告を省略した事項にも留意し、適正な事務の執行に努められたい。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、その旨通知されたい。

<検討又は改善を要する事項>

市民協働室

1 公の施設の指定管理について

当室が所管する市民プラザについては、公募で選定された指定管理者が市との協定に基づき管理運営を行っている。

ところで、当該指定管理に係る事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 管理経費のうち修繕費の差額については、協定書第 13 条第 1 項において事業報告書の提出日から 15 日以内に返還すると規定されているものの、返還が遅延しているもの。
- (2) 協定書第 22 条第 2 項及び第 3 項に規定されている指定管理者が再委託先に対して行う暴力団排除に関する対応を確認していないもの。
- (3) 地方自治法施行令第 158 条第 1 項及び第 165 条の 3 第 1 項の規定に基づき市民プラザの使用料について徴収還付事務委託契約を締結しているものの、協定書に還付事務の委託について規定されていないもの。

2 備品の管理について

財務規則第 174 条において、各部等の長は、その所管に属する物品を管理しなければならないと規定されている。

ところで、備品管理システムに登録されている備品について抽出により確認したところ、現物が見当たらないものが見受けられた。

所管の備品について整理を行い、適正な管理をされたい。

地域コミュニティ支援室

1 市民ふれあい祭り事業助成金交付事務について

当室では、市民相互の理解とコミュニティ意識の醸成を図り、豊かで明るく住みよいまちづくりに寄与するため、東大阪市民ふれあい祭り事業助成要綱（以下「要綱」という。）を制定し、実行委員会が実施する事業に対し、助成金を交付している。

ところで、経営企画部が策定した団体に対する補助制度運用基準において、実績報告への領収証書等の添付を義務付けると規定されているものの、要綱でそれを義務付けていない。

適正な事務処理をされたい。

2 防犯灯設置費補助金交付事務について

当室では、まちを明るくして、夜間における犯罪の発生を防止し、公衆の交通安全と事故の防止を図るため、防犯灯設置費補助金交付要綱を制定し、自治会が設置する防犯灯に係る設置費に対して補助金を交付している。

ところで、経営企画部が策定した団体に対する補助制度運用基準において、補助対象経費の補助率の上限は原則 2 分の 1 と規定されているものの、政策的な必要性を明確にしないまま、2 分の 1 を超えて補助金が交付されていた。

適正な事務処理をされたい。

3 防犯活動業務委託契約事務について

当室では、安全で安心なまちの実現に向け、防犯思想の普及宣伝及び各種防犯活動の実施を目的に団体と防犯活動業務委託契約を締結している。

ところで、当該委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 契約書及び見積書において、業務内容が具体的に記載されておらず、委託金額の積算根拠も明確でないもの。
- (2) 契約書において事業計画を作成し市の承認を得ることと規定されているものの、委託期間開始後 3 か月を経過して提出されており、承認を得る前に事業が開始されているもの。
- (3) 契約書において委託期間満了後、2 か月以内に決算及び事業報告書を提出することと規定されているものの、提出が遅延しているもの。

4 文書配布及び行政活動周知等業務委託契約事務について

当室では、市政のきめ細かい円滑な実施と市民本位の住民自治行政の推進を図るため団体と文書配布及び行政活動周知等業務委託契約を締結している。

ところで、当該委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 契約書及び仕様書において業務内容が具体的に記載されていないもの。

- (2) 業務完了報告書として団体全体の事業報告及び決算報告書が提出されているものの、当該委託業務の実績が明確に示されていないもの。

NPO・市民活動支援課

1 資金前渡事務について

当課では、食糧費について資金前渡を受けている。

ところで、財務規則第 43 条において、資金前渡職員は、随時の費用に係るものについては、資金交付の目的が完了した日から休日を除いて 5 日以内に精算命令書を提出し、直ちに会計管理者に送付すると規定されているが、精算が遅延しているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

2 概算払事務について

当課では、出張する職員が特別旅費の概算払を受けている。

ところで、当該特別旅費の精算については、財務規則第 45 条において、金額が確定した日から休日を除いて 5 日以内に精算命令書を提出し、会計管理者に送付すると規定されているが、精算が遅延しているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

3 地域まちづくり活動に係る助成金交付事務について

当課では、東大阪市民自らが企画・提案・実施する事業に対し、地域まちづくり活動助成金交付要綱を制定し、助成金を交付している。

ところで、経営企画部が策定した団体に対する補助制度運用基準において、補助対象経費の補助率の上限は原則 2 分の 1 と規定されているものの、政策的な必要性を明確にしないまま、2 分の 1 を超えて補助金が交付されていた。

適正な事務処理をされたい。

4 市民活動支援システム及びウェブサイト運用管理システムとの連携に係るシステム運用保守業務委託契約事務について

当課では、SNS 機能を含む市民活動支援システム及びウェブサイト運用管理システムとの連

携に係るシステムの機能を維持し、システムの円滑な活用のため、業者と市民活動支援システム及びウェブサイト運用管理システムとの連携に係るシステム運用保守業務委託契約を締結している。

ところで、当該委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 契約書において、情報資産の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により報告しなければならないと規定されているが、報告されていないもの。
- (2) サービスレベル協定書（SLA）において、達成状況の報告書を委託期間満了日の翌月に提出しなければならないと規定されているが、提出されていないもの。
- (3) 委託先より再委託申請書が提出され、書面による承認を行っているが、当該申請書に財務部が示す様式（ひな形）にある再委託先の所在地及び再委託料の額が記載されていないもの。

5 時間外勤務命令について

職員の時間外勤務等取扱要領（以下「要領」という。）において、時間外勤務の命令を行うときは、正規の勤務時間と命令を行う時間との合計が6時間を超える場合は少なくとも45分間、7時間45分を超える場合は1時間の休憩時間を与えるように規定されている。また、週休日や休日の場合も同様とされている。

ところで、当課の職員について、規定の休憩が取得されていない状況が見受けられた。

所属長においては、職員の時間外勤務の状況を十分把握し、長時間にわたるような勤務を避けるよう、要領の趣旨を踏まえた対応に努められたい。

監 報 第 7 号

令和 2 年 2 月 1 0 日

東大阪市監査委員 柴 田 敏 彦

同 牧 直 樹

同 鳴 戸 鉄 哉

同 川 光 英 士

監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので提出します。

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象部局

建設局 都市整備部 都市計画室、みどり景観課、公共交通課、市街地整備課、公園管理課、公園整備課

2 監査の実施期間

令和元年10月15日から令和2年2月10日まで

3 監査の方法

今回の監査は、主に令和元年度の財務に関する事務の執行について、その事務が関係法令にのっとり、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

また、令和元年度の定期監査の重点項目として定めた ①内部統制、②契約事務、③財産管理、④補助金・委託料事務の各項目が適正に行われているかを点検し、監査を行った。

監査にあたっては、あらかじめ資料の提出を求め関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票の全部又は一部について、実施した。

第2 監査の結果

監査の結果、次のとおり検討又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した検討又は改善を要する事項については必要な措置を講ずるとともに、既に是正された等のため報告を省略した事項にも留意し、適正な事務の執行に努められたい。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、その旨通知されたい。

<検討又は改善を要する事項>

都市計画室

1 手数料の徴収事務について

当室では、都市計画施設明示指令書を発行し、手数料を徴収している。

ところで、手数料条例第2条において、手数料は申請の際、当該申請者から徴収すると規定されているが、申請後に徴収しているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

2 備品の管理について

財務規則第174条において、各部等の長は、その所管に属する物品を管理しなければならないと規定されている。

ところで、備品管理システムに登録されている備品について抽出により確認したところ、現物が見当たらないものが見受けられた。

所管の備品について整理を行い、適正な管理をされたい。

みどり景観課

1 今米特別緑地保全地区助成金交付事務について

当課では、今米特別緑地保全地区に対する緑地保全の維持管理のため助成金を交付している。

ところで、当該助成金交付事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 助成金額の算定方法が明確にされていないもの。
- (2) 助成対象経費が明確にされていないもの。
- (3) 実績報告書や領収証書等の提出を求めているもの。

2 保存樹又は保存樹林に係る助成金交付事務について

当課では、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律施行細則（以下「細則」という。）を制定し、美観風致を維持するため必要があると指定した保存樹又は保存樹林の所有者に対し、保存に必要な費用を助成している。

ところで、当該助成金交付事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 実績報告書や領収証書等の提出を求めているもの。
- (2) 細則第6条に規定する保存樹等所有者変更届書（様式第9）に、届出日の記載がないもの。

3 生駒縦走歩道等維持管理業務委託契約事務について

当課では、生駒縦走歩道等の維持管理のため、生駒縦走歩道等維持管理業務委託契約を団体と締結している。

ところで、仕様書において、業務黒板は業務名等・箇所名・月日・作業内容・作業（前・中・後）を明記し、作業完了後速やかに業務写真を提出するよう規定されているが、業務黒板に月日が明記されておらず、作業時期が確認できないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

4 予定価格の公表について

予定価格の公表については、財務部が作成した契約事務の手引きにおいて、公表する場合は事後公表が一般的であるが、事後公表では十分に透明性を確保できない場合などについては、事前公表とすることができるとされている。

ところで、当課では、入札に際して予定価格を事前に公表しているものの、起案に事前公表とする理由を記載していないものが見受けられた。

事前公表とする場合には、その必要性を十分明らかにしたうえで起案決裁を行われたい。

5 備品の管理について

財務規則第174条において、各部等の長は、その所管に属する物品を管理しなければならないと規定されている。

ところで、備品管理システムに登録されている備品について抽出により確認したところ、現物が見当たらないものが見受けられた。

所管の備品について整理を行い、適正な管理をされたい。

6 景観法に基づく届出及び都市計画法に基づく風致地区内の建築等に係る許可事務について

当課では、景観法第 16 条第 1 項に規定する届出及び都市計画法第 58 条第 1 項に規定する風致地区内の建築等に係る許可等に関する事務を所管している。

届出を行い適合通知を受けた者又は申請を行い許可等を受けた者は、当該行為を完了し、又は終了したときは速やかにその旨を市長に届け出るように、それぞれの条例で規定されている。

ところで、当該完了又は終了の届出がされていないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

7 屋外広告物許可事務について

屋外広告物条例第 10 条第 1 項において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、市長の許可を得なければならないと規定されており、同条第 3 項においては、許可期間満了後引き続き広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときは、許可期間満了日の 14 日前に許可の申請を行わなければならないと規定されている。

当課では、許可期間満了の約 1 か月前に申請を促す通知を送付し、許可期間満了後未申請の者に対して再度通知しているものの、未申請となっているものが見受けられた。

未申請のものの中には、引き続き許可を受ける必要があるものが含まれている可能性があることから、十分な調査を行われたい。また、制度の周知にも努められたい。

公共交通課

鉄道施設安全対策事業費補助金交付事務について

当課では、市内の主要な鉄道施設における耐震補強事業に要する経費の一部を補助することにより、市民及び利用者の安全を確保し、災害に強い安全なまちづくりに寄与するため、鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を制定し、鉄道事業者に対し、補助金を交付している。

ところで、要綱第 16 条において、補助事業者は、補助事業について毎四半期終了後 10 日以内、又は市長の要求があったときは、事業実施状況報告書（様式第 5 号）（以下「報告書」という。）を提出しなければならないと規定されているが、第 3 四半期分の報告書が提出されていないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

公園管理課

1 公園使用料の出納事務について

指定管理者による利用料金制導入以前の公園使用料において、スポーツ施設情報システム（オーパス）で施設利用が申請された場合で、口座振替不能となり未収となっているものについては、債権管理台帳により管理している。

ところで、当該未収公園使用料は後日納付書により納付されるまで調定されないため、収入未済金として計上されていない。

収入未済金として管理するよう検討されたい。

2 都市公園等の環境整備助成金交付事務について

当課では、都市公園等の環境整備を図るため、住民等で構成される団体で公園施設の保存、拡充、清掃、その他都市公園等内の環境整備を自主的に行ったもののうち、その会則、組織等について市長が確認したもの（以下「愛護会」という。）に対し、都市公園等の環境整備助成金交付要綱（以下「要綱」という。）を制定し、助成金を交付している。

ところで、当該助成金交付事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 愛護会としての確認を受けるため提出された結成報告書において、役員（会長、副会長、会計、会計監査）が報告されているが、会長と会計監査に同一の者が就任しているもの。
- (2) 補助金等交付規則第 14 条第 1 項において、補助事業者は補助金等の交付の決定に係る市の会計年度終了後（補助事業が年度途中で完了したときは、当該完了後）あらかじめ指定する期間内に、補助事業の実績その他必要な事項を記載した補助金等実績報告書（以下「報告書」という。）を提出しなければならないと規定されているが、会計年度終了又は補助事業の完了前に報告書の提出を受けているもの。
- (3) 要綱で報告書に領収証書等の添付を義務付けていないもの。
- (4) 各愛護会に対する助成金の額は、要綱第 4 項の規定に基づき市長が定めているものの、補助対象となる項目や使途、費目は規定されておらず、報告書に記載された助成金の支出において、飲食費用や使途が明らかでない費用に充てられているもの。

3 契約事務について

- (1) 予定価格の公表については、財務部が作成した契約事務の手引きにおいて、公表する場合は事後公表が一般的であるが、事後公表では十分に透明性を確保できない場合などについては、事前公表とすることができるとされている。

ところで、当課では、入札に際して予定価格を事前に公表しているものの、起案に事前公表とする理由を記載していないものが見受けられた。

事前公表とする場合には、その必要性を十分明らかにしたうえで起案決裁を行われたい。

- (2) 財務規則第 108 条において、地方自治法施行令第 167 条の 2 の規定により随意契約による場合、予定価格が 50,000 円以下であるときや、契約の相手方が 1 人の者に特定されるとき等の例外を除いては、2 人以上の者から見積書を提出させなければならないと規定されているが、これら例外規定に該当しないにもかかわらず、1 人の者からの見積書により契約を締結しているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

4 公の施設の指定管理について

当課が所管する特定公園及び有料公園施設（以下「特定公園等」という。）については、公募で選定された指定管理者が市との協定に基づき管理運営を行っている。

ところで、当該指定管理に係る事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 都市公園条例（以下「条例」という。）第 10 条の 2 第 2 項及び第 3 項において、有料公園施設及びその附属設備の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者が条例別表第 3 に定める額（附属設備については、市長が規則で定める額）の範囲内であらかじめ市長の承認を得て利用料金を定めること及び市長はその承認をした旨を公告することと規定されているが、これらの手続きが行われていないもの。
- (2) 条例第 19 条において、指定管理者が行う業務として特定公園の使用料の還付に関することが規定されているものの、地方自治法施行令第 165 条の 3 第 1 項の規定に基づく還付事務委託契約が締結されないまま業務が行われているもの。
- (3) 仕様書で会計年度終了後 2 か月以内に提出すると規定されている書類の一部が提出されていないもの。

- (4) 協定書等で規定された事項の遵守や徴収事務を委託している特定公園使用料の徴収、減額及び免除等について、所管課としての確認が十分でないもの。
- (5) 特定公園等の活性化及び利用者サービス向上を目的とした自主事業において、仕様書で事業終了後に提出を求めている事業報告や収支決算が報告されていないもの。

5 備品の管理について

財務規則第 174 条において、各部等の長は、その所管に属する物品を管理しなければならないと規定されている。

ところで、備品について抽出により確認したところ、以下の留意すべき事項が見受けられた。所管の備品について整理を行い、適正な管理をされたい。

- (1) 備品管理システムに登録されているが、現物が見当たらないもの。
- (2) 寄附により收受した物品が、備品管理システムに登録されていないもの。

6 公園の使用許可について

都市公園条例（以下「条例」という。）第 3 条第 1 項各号に該当する行為をしようとする者は、許可を受けなければならない、条例第 10 条において、その許可を受けた者は占用料又は使用料を納付しなければならないと規定されている。

ところで、条例第 3 条第 1 項第 1 号に該当する露店営業その他これに類する行為を、自治会等が運営する場合は、使用料を算定しないものとして運用しているが、自治会等が運営しているかどうかの確認を口頭のみで行っているものが見受けられた。

使用料の徴収に関することであり、十分に確認のうえ適正な事務処理をされたい。

公園整備課

工事監督員の指定事務について

当課が所管する公園等の整備に係る事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。適正な事務処理をされたい。

- (1) 工事施工規程（以下「規程」という。）第 10 条第 2 項において、工事を執行する課を所管する部の長は、起工が決定したときは、速やかに工事を執行する課に所属する職員のうちから監督員を指定するものとする規定されているものの、起案決裁を行わないまま監

督員が指定されているもの。

- (2) 規程第 10 条第 3 項において、工事執行者は、工事契約締結後速やかに請負人に監督員の氏名を通知しなければならないと規定され、請負人への通知は口頭により行われているものの、起案決裁及び文書による通知が行われていないもの。

東大阪市監査委員 柴 田 敏 彦

同 牧 直 樹

同 鳴 戸 鉄 哉

同 川 光 英 士

監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので提出します。

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象部局

建設局 土木部 道路管理室、土木工営所、里道・水路対策課、道路建設室、街路整備室、
河川課

2 監査の実施期間

令和元年11月12日から令和2年2月10日まで

3 監査の方法

今回の監査は、主に令和元年度の財務に関する事務の執行について、その事務が関係法令にのっとり、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

また、令和元年度の定期監査の重点項目として定めた ①内部統制、②契約事務、③財産管理、④補助金・委託料事務の各項目が適正に行われているかを点検し、監査を行った。

監査にあたっては、あらかじめ資料の提出を求め関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票の全部又は一部について、実施した。

第2 監査の結果

監査の結果、次のとおり検討又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した検討又は改善を要する事項については必要な措置を講ずるとともに、既に是正された等のため報告を省略した事項にも留意し、適正な事務の執行に努められたい。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、その旨通知されたい。

<検討又は改善を要する事項>

道路管理室

1 長期継続道路占用料の納期限について

道路占用許可を受け、道路を占有している者から道路占用料徴収条例（以下「条例」という。）第2条の規定に基づき道路占用料を徴収している。また、条例第3条第1項には、納期限は占有期間が1年以上の場合、初年度分は占有許可の日から30日以内、次年度以降の分については当該年度の6月30日までと規定されている。

ところで、次年度以降の分について、納期限内に納入されず未収となっているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

2 道路復旧事務監督費の納期限について

道路占用許可を受けた者が、道路の占有に関する工事を行った後、本復旧工事を施工した場合は、道路占用規則第21条の規定に基づき事務監督費を徴収している。

ところで、当該事務監督費について、納期限内に納入されず未収となっているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

3 放置自転車防止対策推進補助金交付事務について

当室では、市内鉄軌道駅前周辺における自転車等の駐車秩序を確立することにより、歩行者通行の安全に資するため、放置自転車防止対策推進補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を制定し、放置自転車の防止活動を自主的に実施している団体に対し、補助金を交付している。

ところで、当該補助金交付事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 各団体に対する補助金の額は、要綱第4条に規定されているものの、補助対象となる項目や使途、費目は規定されておらず、実績報告書の添付書類に記載された補助金の支出において、飲食費用や使途が明らかでない費用に充てられているもの。
- (2) 経営企画部が策定した団体に対する補助制度運用基準において、補助対象経費の補助率の上限は原則2分の1と規定されているものの、政策的な必要性を明確にしないまま、2

分の1を超えて補助金が交付されているもの。

- (3) 要綱第3条第1項第2号において、当該補助金の交付対象は、月4回以上の活動を行う団体であることと規定されているが、一部の団体において当該要件を満たしていないもの。
- (4) 実績報告書に添付されている領収証書において、あて名並びに但し書及び内訳の記載のないものが散見されるとともに、一部の団体では領収証書が不足しているもの。

4 公の施設の指定管理について

当室が所管する自転車駐車場については、外郭団体である東大阪再開発株式会社が指定管理者として、市との協定に基づき管理運営を行っている。

ところで、当該指定管理に係る事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。適正な事務処理をされたい。

- (1) 市への納付金について、協定締結日に金額が確定し、12回の分割納付となっているものの、財務規則第18条第1項に規定する調定が事前にされていないもの。
- (2) 協定書に危険負担に係る条項の記載がなく、予期しない事由等によるリスク分担について取り決めされていないもの。
- (3) 経営企画部が協定書記載例で示す指定管理者が再委託先に対して行うとされている暴力団排除に関する対応が規定されていないもの。
- (4) 事業報告書で提出された指定管理業務に係る損益計算書について、税別での作成と表記されているものの、一部費用において税込で記載されているもの。

5 道路の不法占用について

市が管理している道路において不法占用の苦情等が毎年度多数寄せられている。

平成30年度は67件の苦情があり、その処理状況は市の指導により自主的に撤去されたもの42件、市が撤去したもの5件、指導中のものが20件となっている。

道路環境の保持及び財産管理上の観点から、きめ細かい指導と厳正な措置を講じ道路の不法占用の解消に努められたい。

6 非常勤嘱託の委嘱事務について

当室では、道路事故関係業務等の実施にあたり非常勤嘱託の委嘱を行っている。

ところで、事務専決規程別表第1人事事項において、嘱託職員の任免に係る決裁区分は部長等と規定されているものの、部次長等が決裁を行っていた。

適正な事務処理をされたい。

土木工営所

1 農業用排水路維持管理補助金交付事務について

当所では、都市農業の振興、環境の整備、洪水等の災害防止を図ることを目的とし、農業用排水路維持管理補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を制定し、土地改良区、水利組合、農業団体で水利権を有する者に対し、補助金を交付している。

ところで、当該補助金交付事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 要綱で補助対象経費が明確にされていないもの。
- (2) 要綱で事業完了届に領収証書等の添付を義務付けていないもの。

2 予定価格及び最低制限価格の公表について

予定価格及び最低制限価格の公表については、財務部が作成した契約事務の手引き等において、公表する場合は事後公表が一般的であるが、事後公表では十分に透明性を確保できない場合などについては、事前公表とすることができるとされている。

ところで、当所では、入札に際して予定価格及び最低制限価格を事前に公表しているものの、起案に事前公表とする理由を記載していないものが見受けられた。

事前公表とする場合には、その必要性を十分明らかにしたうえで起案決裁を行われたい。

3 備品の管理について

財務規則第174条において、各部等の長は、その所管に属する物品を管理しなければならないと規定されている。

ところで、備品管理システムに登録されている備品について抽出により確認したところ、現物が見当たらないものが見受けられた。

所管の備品について整理を行い、適正な管理をされたい。

4 医薬品の管理について

当所では、職員の健康管理のために医薬品を購入し保管するとともに、当所の職員及び各分室に配布を行っている。

ところで、当該医薬品の受払簿が作成されていない。

医薬品を適正に管理するため、消耗品等と同様に受払簿を作成されたい。

5 時間外勤務命令について

職員の時間外勤務等取扱要領（以下「要領」という。）において、時間外勤務の命令を行うときは、正規の勤務時間と命令を行う時間との合計が6時間を超える場合は少なくとも45分間、7時間45分を超える場合は1時間の休憩時間を与えるように規定されている。また、週休日や休日の場合も同様とされている。

ところで、当所の職員について、規定の休憩が取得されていない状況が見受けられた。

所属長においては、職員の時間外勤務の状況を十分把握し、長時間にわたるような勤務を避けるよう、要領の趣旨を踏まえた対応に努められたい。

里道・水路対策課

契約事務について

- (1) 予定価格及び最低制限価格の公表については、財務部が作成した契約事務の手引き等において、公表する場合は事後公表が一般的であるが、事後公表では十分に透明性を確保できない場合などについては、事前公表とすることができるとされている。

ところで、当課では、入札に際して予定価格及び最低制限価格を事前に公表しているものの、起案に事前公表とする理由を記載していないものが見受けられた。

事前公表とする場合には、その必要性を十分明らかにしたうえで起案決裁を行われたい。

- (2) 契約締結起案及び契約書において、契約保証金免除の適用条項が記載されていないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

道路建設室

1 契約事務について

- (1) 予定価格及び最低制限価格の公表については、財務部が作成した契約事務の手引き等において、公表する場合は事後公表が一般的であるが、事後公表では十分に透明性を確保できない場合などについては、事前公表とすることができるとされている。

ところで、当室では、入札に際して予定価格及び最低制限価格を事前に公表しているものの、起案に事前公表とする理由を記載していないものが見受けられた。

事前公表とする場合には、その必要性を十分明らかにしたうえで起案決裁を行われたい。

- (2) 契約締結起案及び契約書において、契約保証金免除の適用条項が記載されていないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

2 財産管理について

当室では、道路改良事業のために取得した土地の残地を所管している。意岐部 53 号線残地は、長期間にわたって行政財産の目的外使用許可を行い地元自治会が使用しており、長瀬北 16 号線残地は、フェンスで囲った状態で管理している。

前回の監査でも指摘しているが、本来の行政目的が消滅したと考えられる財産について、売却を含めた土地の有効活用について検討し、早急に対応されたい。

街路整備室

1 予定価格及び最低制限価格の公表について

予定価格及び最低制限価格の公表については、財務部が作成した契約事務の手引き等において、公表する場合は事後公表が一般的であるが、事後公表では十分に透明性を確保できない場合などについては、事前公表とすることができるとされている。

ところで、当室では、入札に際して予定価格及び最低制限価格を事前に公表しているものの、起案に事前公表とする理由を記載していないものが見受けられた。

事前公表とする場合には、その必要性を十分明らかにしたうえで起案決裁を行われたい。

2 道路の占用に係る許可事務について

道路の占用に係る許可事務について、平成 31 年 4 月 23 日に申請を受理し、令和元年 5 月 13 日に許可を行った行政財産使用許可事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 当該行政財産は、平成 31 年 4 月 2 日に市道に認定されたものであり、道路占用許可として道路管理室で占有許可を行うべきであるものの、当室が行政財産使用許可を行っているもの。
- (2) 当該行政財産は、申請の受理時点で市道に認定されているため、道路占用料徴収条例に基づき占有料を算定すべきであるが、行政財産使用料条例に基づき算定しているもの。

3 備品の管理について

財務規則第 174 条において、各部等の長は、その所管に属する物品を管理しなければならないと規定されている。

ところで、備品管理システムに登録されている備品について抽出により確認したところ、現物が見当たらないものが見受けられた。

所管の備品について整理を行い、適正な管理をされたい。

河川課

1 河川法に基づく許可事務等について

当課では、河川法第 24 条及び第 26 条の規定に基づき河川区域内の土地の占有の許可及び工作物の新築等の許可に係る事務を行っている。

ところで、当該許可事務等について以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 許可書に添付された許可条件について、一級河川の占有料金は大阪府流水占有料等条例によるものとされているが、当該条例の名称の記載を誤っているもの。
- (2) 準用河川の占有料について、準用河川占有料徴収条例の別表に定める占有料を徴収しているが、占有許可を受けた者へ通知している河川占有料請求明細書の計算方法の説明事項の記載を誤っているもの。

2 契約事務について

当課では、長瀬川水路維持管理業務委託契約を締結している。

ところで、委託契約金額が500万円を超えているにもかかわらず、契約締結起案において調度課の合議が行われていない。

適正な事務処理をされたい。